

日本仏教心理学会 ― 会則

会則前文

人間の心の理解とその救い・癒し・成長に関わる理論と方法という点で、仏教と心理学はきわめて近接した関係にあると思われるが、残念ながらこれまで日本では本格的な対話や統合の試みが十分行なわれてきたとはいえない。しかし深刻な心の荒廃が指摘される状況下において、今こそ両分野に関わる研究者・臨床家が協力しあい、より統合的で有効妥当性の高い、現代人のための新たな心の理解・救い・癒し・成長の道を拓くことが望まれるのではないかと。そうした共通の問題意識を出発点として、ここに「日本仏教心理学会」を創設する。

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、「日本仏教心理学会」と称する。

第 2 条 事務局 本会の事務局は、郵便番号 202-8585 東京都西東京都市新町 1-1-20 武蔵野大学 仏教文化研究所に置く。(変更 2018 年 4 月)

第 2 章 目的および事業

第 3 条 目的 本会は、仏教と心理学の対話あるいは統合を目指す研究者・臨床家が、それぞれの研究や臨床実践の成果を発表して相互啓発、建設的な相互批判を行なうことを目的とする。

第 4 条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (2) 1 年に 1 回の総会
- (3) 年 1 回の学会誌の発行
- (4) その他、当学会が適当と認めた事業

第 3 章 会員

第 5 条 会員

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 仏教または心理学の研究・臨床の職において本会の趣旨に賛同する者
- (2) 一般会員 研究・臨床の職にはないが本会の趣旨に賛同する者
- (3) 法人会員 本会の趣旨に賛同する仏教または心理学に関わる法人
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し一定の財政的援助を行う個人または団体

第 6 条 入会

1 入会を希望する者は、所定の申込用紙を提出し、運営委員会の承認を得る。(改訂 2014 年 12 月) 2 入会の許可を得た者は、会費納入をもって入会する。(改訂 2014 年 12 月)

第 7 条 退会

- 1 退会する者は、退会の意思を事務局に伝えること。
- 2 会費を期限以後 1 年間納めなかった者は、自動的に退会扱いとする。

第 8 条 除名

- 1 会員が本会に損害を与え、または本会の趣旨に反する言動をした場合、運営委員会の決議により除名することができる。
- 2 除名の対象となる会員は、申し出があれば、決議の前に運営委員会で弁明の機会が与えられる。また、運営委員会の決議に異議がある場合、会員 25%以上の賛同を得て臨時総会の開催を要求することができる。

第 4 章 役員

第 9 条 役員

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1 名 運営委員の互選によって決定する。
 - (2) 副会長 2 名 運営委員の互選によって決定する。
 - (3) 会計 1 名 運営委員の互選によって決定する。
 - (4) 運営委員 若干名 正会員より立候補し、運営委員の推薦を受け、運営委員の過半数の承認を得た者。(変更 2018 年 4 月)
 - (5) 監事 2 名 運営委員会の指名により決定する。
 - (6) 評議員 数十名 運営委員会の指名により決定する。
 - (7) 顧問・アドバイザー若干名 運営委員会の指名により決定する。(追加 2014 年 12 月)

第 10 条 任期

- 1 役員は、任期は、3 年とする。再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときは、その後任者を新たに選任する。その場合に役員は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行う。

第 11 条 役員役割

- 1 会長は、本会を代表する。会長が欠けたときまたは事故があったときは、副会長がその職務を代行する。
- 2 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

第 12 条 役員解任

- 1 役員は任期中であっても、運営委員会の過半数の決議によって任を解くことができる。
- 2 役員は任期中であっても、会員 25%以上の要求があった場合、運営委員の過半数の同意をもって任を解くことができる。
- 3 役員は任期中であっても、会員 25%以上の要求があった場合、運営委員会が臨時総会を開催し過半数の決議によって任を解くことができる。

第 13 条 監事

監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

第 5 章 運営

第 14 条 運営委員会

- 1 運営委員会は、運営委員によって構成される。
- 2 運営委員会は、会長が招集する。
- 3 運営委員会は運営委員の 3 分の 2 以上の出席と委任状によって成立し、決議は出席者の過半数による。

第 15 条 委員会

本会の事業遂行のため、必要に応じて特別委員会を設置する。

第 16 条 事務局

事務局長が事務局運営にあたる。会長は事務局長を任命する。事務局の事務遂行のため有給の事務局員をおくことができる。

第 6 章 総会

第 17 条 1年に1度総会を開催する。総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席および委任状によって成立する。決議は、規約改正の場合を除き、出席者の過半数をもって行う。ただし、運営委員会が必要と認めた場合、または会員 25%以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

第 7 章 会計

第 18 条 会計年度

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 19 条 会費

- 1 会費は、正会員は年額 5,000 円、ただし正会員のうち学生(大学院生)は年額 2,000 円とする。
- 2 一般会員は年額 3,000 円とする。
- 3 法人会費は、年額 10,000 円とする。
- 4 賛助会費は、年額 10,000 円を 1 口とし、個人は 1 口以上、団体は 3 口以上とする。

第 8 章 情報の公開およびオンブズマン

第 20 条

本会の決算は公開するものとし、会計年度中においても会員の求めがあれば会計を公開する。

第 21 条 運営委員会または、事務局は会員 25%以上の要求があった場合、プライバシーに関わるものを除きすべての情報を公開しなければならない。

第 22 条 運営委員会が必要と認めた場合、または会員 25%以上の要求があった場合、第三者のオンブズマンを置くことができる。

第 9 章 規約の改正

第 23 条 規約改正 この規約を改正するには、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

付則

- 1 本学会の設立日は、2008 年 11 月 30 日とする。
- 2 この会の役員は以下の会員とする。
- 3 この会則は 2008 年 11 月 30 日から適用とする。
- 4 2014 年 12 月 14 日に、(追加 2014 年 12 月)と記述された 3 箇所が改訂された。
- 5 2018 年 4 月 23 日に、(変更 2018 年 4 月)と記述された 2 箇所が改訂された。

会長 井上ウィマラ

副会長 千石真理・葛西賢太

会計 三輪是法

上記の記載内容に相違ありません。

日本仏教心理学会会長 井上ウィマラ